

第1回

聖籠町放課後子ども教室の在り方検討委員会

令和5年5月12日（金）

聖籠町教育委員会

2018年(平成30年)9月14日に、共働き家庭等の「小1の壁」、放課後児童クラブにおける待機児童発生を解消・防止するとともに、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ(以後、「児童クラブ」という。)と放課後子供教室(以後、「子供教室」、町では「子ども教室」という。)の両事業の計画的な整備等を推進することを目的として「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、文部科学省及び厚生労働省の局長・部長名の連名による「『新・放課後子ども総合プラン(以後、「プラン」という。)]について(通知)」が発出されました。この「プラン」は2023年(令和5年)までに達成することとされています。

また、その通知では、以下の(1)～(8)のことに取り組むよう規定されています。

- (1) 行動計画を策定すること
- (2) 運営委員会を設置すること
- (3) 学校施設を活用した「児童クラブ」及び「子供教室」の実施を促進すること
 - ① 学校施設の活用にあたって責任体制を明確化すること
 - ② 全ての児童の安全・安心な放課後の居場所の確保に向けて余裕教室を確保すること
- (4) 一体型の「児童クラブ」及び「子供教室」を実施すること
 - * 一体型として実施しない場合においても両事業を連携して実施できるようにすること
 - * 一体型も連携型も、「子供教室」が実施する共通のプログラムに「児童クラブ」の児童が参加できることを基本としているが、一体型は同一の小中学校内等の活動場所で「児童クラブ」と「子供教室」を実施しているもの、連携型は「児童クラブ」と「子供教室」の活動場所の少なくとも一方が小中学校内等以外の場所にあるものをいう。「児童クラブ」と「子供教室」に違いは次頁参照。
- (5) 学校・家庭と「児童クラブ」及び「子供教室」との密接な連携を図ること
- (6) 来所・帰宅時における児童の安全を確保すること
- (7) 民間サービス等を活用して多様なニーズに対応すること
- (8) 特別な配慮を必要とする児童が安心して過ごすことができるようにすること

取組(1)～(8)に関しては、14ページ以降の検討資料に盛り込んでいますので確認願います。

		「児童クラブ」	「子供教室」
所 管		厚生労働省	文部科学省(自治体では主として教育委員会)
対 象		保護者が昼間家庭にいない児童で、小学校に就学している児童	条件なし(主に小学校の全児童)
趣 旨		授業終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、健全育成を図る。	放課後等に子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流の場を提供する。児童の自主性や社会性等を育むとともに地域社会の教育力の向上を図る。
内 容		遊びや生活の場の提供	学習活動、体験活動、文化活動、交流活動等
費 用		利用料(市町村で決定) 実費相当のおやつ代等	原則無料 ただし、保険料、おやつ代、教材費等の実費相当分は必要
指 導 者 等		放課後児童支援員2人以上配置 (一人を除き補助員での代替可能)	地域住民(ボランティア含む)の参画により、地域コーディネーター、教育活動サポーター(安全管理や学習補助)を配置
開 設 日		・原則年間250日以上 ・1日平均3時間以上が原則(長期休業等は原則8時間以上)	教室ごとに異なる
使 用 施 設		小学校の余裕教室や小学校敷地内の専用施設、児童館、保育所等	小学校・中学校・高等学校などの学校施設、公民館等の社会教育施設等

「プラン」が策定された2018年(平成30年)時点では、町では小学校児童に対する放課後対策として「児童クラブ」と「放課後学習クラブ(以後、「学習クラブ」と言う。)」を別仕立てで実施していましたが、両者において課題を抱えており、「プラン」に沿った両事業の計画的な整備等が必要な状況となっていました。このことは、現在においても同様の状況にあります。

町における「児童クラブ」と「学習クラブ」の開設の経緯と課題は以下のとおりです。

【児童クラブ】

昼間保護者等のいない家庭の児童に適切な遊び及び生活の場を与えることにより、児童の健全な育成を図ることを目的として、1998年(平成10年)から蓮野小学校区で、1999年(平成11年)から山倉小学校区で各多目的運動場を会場として前身事業を実施していました(亀代小学校区ではニーズが低かったため実施していません)。2003年(平成15年)9月からは各学校の空き教室や図書室を利用して無料で「児童クラブ」を開設しましたが、その後、利用者の増加に伴い保育室が手狭となったことから、国の補助金を活用して2014年度(平成26年度)に蓮野、2015年度(平成27年度)に山倉、2016年度(平成28年度)に亀代に専用施設を開設し、有料による実施を開始し、料金の値上げ・値下げを行いながら(平成26年度以前5,000円、平成27年度6,000円、平成29年度8,000円、平成31年度5,000円、令和5年度4,000円)現在においても同一の専用施設において実施しています。

2016年度(平成26年度)以降においても社会状況の変化に伴い利用児童が徐々に増加してきており、専用施設の手狭さにより、自主学習、運動や読書、遊びなどの多様な活動を保障することが難しい状況となっていました。このことは、5ページの表やグラフに示したように、2023年度(令和5年度)においては一層際立っており、今後数年以内には「児童クラブ」の法定許容人数(蓮野、山倉、亀代ともに80人)を超える状況にあると言えます。

しかしながら、町においても全国の傾向と同様に、将来的には児童数は減少することが考えられることから、また、「児童クラブ」の新設・改修にかなりの予算を必要とすることから、今ある「児童クラブ」施設の活用継続を基本とした上で、自主学習、運動や読書、遊びなどの多様な活動を保証すること

と、「児童クラブ」における待機児童発生を防止することが課題となっています。

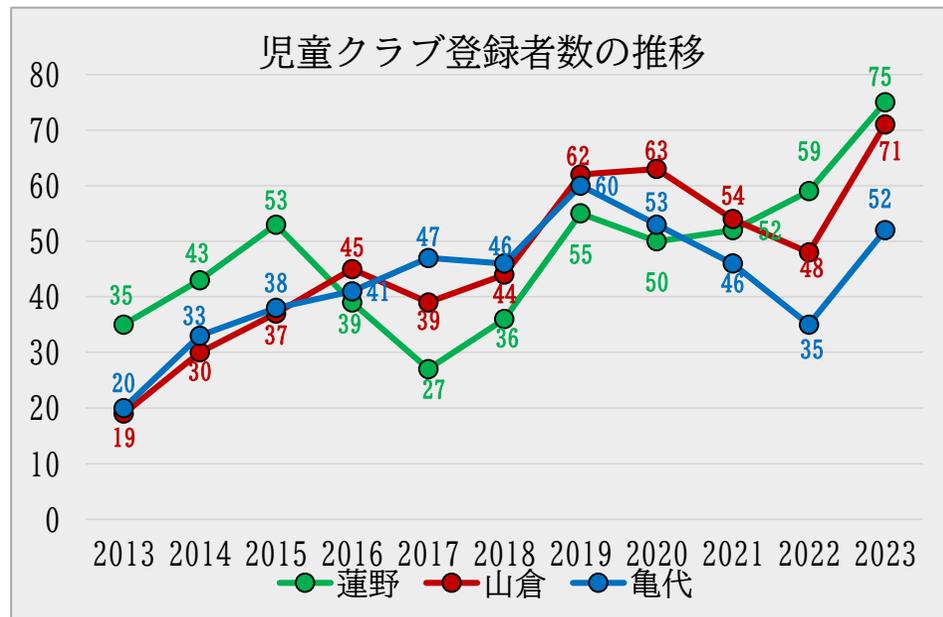
また、2018年(平成30年)時点においても、保護者からは「遊ばせてばかりではなく学習もさせてほしい」という声も上がっていました。当時も「学習クラブ」を別自事業として実施していましたが、「児童クラブ」との連携が図られていなかったために学習する環境を十分に保障することはできないでした。この状況は現在においても同じであり、「児童クラブ」と「学習クラブ」の機能を一体化することが課題となっています。

- <課題>
- A 自主学習、運動、読書や遊びなどの多様な活動を保障する場の提供
 - B 放課後児童クラブにおける待機児童発生防止
 - C 「児童クラブ」と「学習クラブ」の機能の一体化

「児童クラブ」登録者数の推移

※ 1～4年生児童数は通常学級のみ

		2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (R1)	2019 (R2)	2020 (R3)	2021 (R4)	2022 (R5)	2023 (R6)
運野	A 登録者数	35	43	53	39	27	36	55	50	52	59	75
	B 全校児童数	267	272	261	263	260	249	243	239	240	247	255
	A/B	13.1%	15.8%	20.3%	14.8%	10.4%	14.5%	22.6%	20.9%	21.7%	23.9%	29.4%
	C 1～4年生の登録者数 C/A	-	-	-	97.4%	96.3%	147.2%	94.5%	92.0%	100.0%	100.0%	98.7%
山倉	A 登録者数	19	30	37	45	39	44	62	63	54	48	71
	B 全校児童数	287	272	279	284	282	308	306	319	324	318	319
	A/B	6.6%	11.0%	13.3%	15.8%	13.8%	14.3%	20.3%	19.7%	16.7%	15.1%	22.3%
	C 1～4年生の登録者数 C/A	-	-	-	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	98.1%	97.9%	98.6%
亀代	A 登録者数	20	33	38	41	47	46	60	53	46	35	52
	B 全校児童数	285	284	264	283	283	299	308	318	329	328	330
	A/B	7.0%	11.6%	14.4%	14.5%	16.6%	15.4%	19.5%	16.7%	14.0%	10.7%	15.8%
	C 1～4年生の登録者数 C/A	-	-	-	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	98.1%	95.7%	97.1%	98.1%
合計	A 登録者数	74	106	128	125	113	126	177	166	152	142	198
	B 全校児童数	839	828	804	830	825	856	857	876	893	893	904
	A/B	8.8%	12.8%	15.9%	15.1%	13.7%	14.7%	20.7%	18.9%	17.0%	15.9%	21.9%
	C 1～4年生の登録者数 C/A	-	-	-	99.2%	99.1%	113.5%	98.3%	97.0%	98.0%	98.6%	98.5%



【学習クラブ】

学習習慣を身に付けさせる、基礎的な事項の定着を図る、学習の仕方を学ばせる、保護者の関心を高め協力体制を強めることを目的として、2008年度(平成20年度)から「学習クラブ」を小学校5・6年生及び中学校1年生を対象に各学校の特別教室を活用して、無料で開設しました。

開設当時は、指導者を教員免許を有する人としていましたが、適任者が見つからないことからその後その要件を外し、塾講師、元塾講師、元幼稚園教諭などをお願いしてきています。

また、ジャパンサッカーカレッジの生徒の協力により体育館で運動もさせていましたが、「児童クラブ」と「学習クラブ」で同様の時間に同様の活動をさせているにも関わらず「児童クラブ」は有料で「学習クラブ」は無料という不整合から、2016年度(平成28年度)から「学習クラブ」は学習に特化させるようになりました。

その結果、7ページの表やグラフに示したように、学習に特化した2016年度(平成28年度)に参加者が大幅に減少していることから、学習のみならず体を動かして友達と遊ぶ時間を設定することが課題となっています。

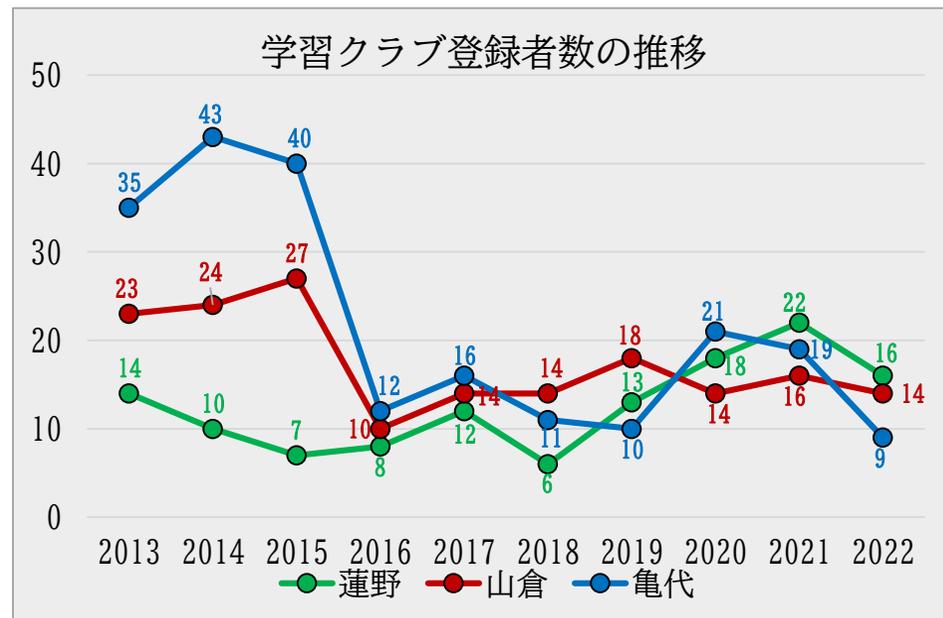
また、2019年度(令和元年度)の「学習クラブ」での反省会において、支援員は塾講師ではないにもかかわらず学習指導を行う場だと誤解されている状況がみられ、このことが支援員の確保にも影響を与えていたことから、2020年度(令和2年度)から名称を「自学支援ルーム」とし、支援員の役割を自学を支援することと明確にしたところです。しかしながら、現在においても支援員の勤務可能な曜日が限定されており、今後において活動内容を増やすことになれば、子どもたちの様々な活動を見守る支援員がより多く必要となることから、支援員の安定的・継続的な確保が課題となります。

- <課題> A 自主学习、運動、読書や遊びなどの多様な活動を保障する場の提供（再掲）
D 支援員の安定的・継続的な確保

「学習クラブ」登録者数の推移

			2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
蓮野	A	登録者数	14	10	7	8	12	6	13	18	22	16	今後募集を掛ける
	B	全校児童数	267	272	261	263	260	249	243	239	240	247	
		A/B	5.2%	3.7%	2.7%	3.0%	4.6%	2.4%	5.3%	7.5%	9.2%	6.5%	
山倉	A	登録者数	23	24	27	10	14	14	18	14	16	14	
	B	全校児童数	287	272	279	284	282	308	306	319	324	318	
		A/B	8.0%	8.8%	9.7%	3.5%	5.0%	4.5%	5.9%	4.4%	4.9%	4.4%	
亀代	A	登録者数	35	43	40	12	16	11	10	21	19	9	
	B	全校児童数	285	284	264	283	283	299	308	318	329	328	
		A/B	12.3%	15.1%	15.2%	4.2%	5.7%	3.7%	3.2%	6.6%	5.8%	2.7%	
合計	A	登録者数	72	77	74	30	42	31	41	53	57	39	
	B	全校児童数	839	828	804	830	825	856	857	876	893	893	
		A/B	8.6%	9.3%	9.2%	3.6%	5.1%	3.6%	4.8%	6.1%	6.4%	4.4%	

* 2016年度(H28年度)から放課後学習クラブを学習に特化したことが参加者の大幅減に影響していることが考えられます。



このような経緯と課題を踏まえ、教育委員会では、町で実施している小学校児童に対する放課後対策（「児童クラブ」と「学習クラブ(自学支援ルーム)」）の融合を図るべく、2020年(令和2年度)から内部検討を行ってきました。このたび、町の小学校児童が安心して安全に充実した放課後を過ごすことができるよう事業計画を取りまとめ、本年(2023年)9月から実施することとしたので、「聖籠町放課後子ども教室の在り方検討委員会(以後、「検討委員会」と言う。）」において、本事業の目的達成のため、事業推進体制及び事業内容等について検討をお願いします。

2028年度	9月	「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、文部科学省並びに厚生労働省の局長・部長名による「『新・放課後子ども総合プラン』について(通知)」が発出される。
2019年度	2月	新・放課後子ども総合プランを踏まえた環境整備について内部検討を行い、町長レクを行う。
2022年度	7月	新・放課後子ども総合プランを踏まえた構想について町長レクを行う。
	9月	小学校児童の放課後の安心安全な居場所づくりについて検討するよう町長から指示が出される。
	10月	教育委員会内部検討を開始し、令和5年度当初予算を見積もる。
2023年度	1月	令和5年度当初予算に係る町長査定会議で事業計画案を説明し、予算への計上が認められる。その後、3月議会で令和5年度当初予算が承認される。
	4月	教育委員会内部検討で事業計画について細部検討を行うとともに、実施に向けた調整を廃止する。
	5月	町長に進捗状況を報告する。
	5月	第1回聖籠町放課後子ども教室のあり方検討委員会を開催する。(放課後子ども教室の開設に向けて)

- 【1号委員】 新潟医療福祉大学健康スポーツ学科教授……………脇野哲郎
- 【2号委員】 聖籠町立蓮野小学校校長……………藤井政明
 聖籠町立山倉小学校校長……………小林隆裕
 聖籠町立亀代小学校校長……………伊藤健文
- 【3号委員】 聖籠町立蓮野小学校PTA代表……………宮本正
 聖籠長立山倉小学校PTA代表……………齋藤真由美
 聖籠長立亀代小学校PTA代表……………高松栄一
- 【事務局】 子ども教育課 佐藤寿、宮下勝敏
 社会教育課課 佐藤伸一、伊藤真哉
 教育未来課 須貝克徳、中島崇、阿部香、牧野恵

※ 本年度は、「検討委員会」をもって運営委員会とします。

本年度の検討委員会の開催予定(案)

- 第1回検討委員会 令和5年 5月12日(金) 15:00～ 聖籠町役場大会議室
- 第2回検討委員会 令和5年 7月 日() 15:00～ 聖籠町役場大会議室
- 第3回検討委員会 令和5年12月 日() 15:00～ 聖籠町役場大会議室

※令和6年度の開催の有無については、第3回検討委員会において提示します。

聖籠町放課後子ども教室事業

「子ども教室」の名称は各校で設定

企画・運営

検討委員会(運営委員会)

<検討内容>

- 活動全般の検討(活動時間、内容、場所等)
- 運営要項の確認、改善
- 円滑な活動実施のための協力要請
- 関係団体、教育委員会との連携

<構成員>

- PTA役員
- 有識者
- 学校関係者
- 教育委員会事務局

連携

協力

学校

- ◆ 児童への指導・助言
- ◆ 支援員との連絡調整
- ◆ 活動場所・物品の提供
- ◆ たよりの配布等広報活動の支援

地域学校協働本部

- ◆ 推進員、サポーター等の協力

「児童クラブ」

- ◆ 児童クラブ支援員の協力

各学校のPTA
学校運営協議会

- ◆ 会員への周知等への協力
- ◆ ボランティアへの協力

地域団体

- ◆ スポネットせいらう
- ◆ 社会福祉協議会
- ◆ 大学、専門学校 等

町(教育委員会)

- ◆ 運営及び活動に関する指導・助言
- ◆ 各種情報提供、相談対応
- ◆ 活動経費の配当、事業運営に係る予算管理
- ◆ 運営体制の確立

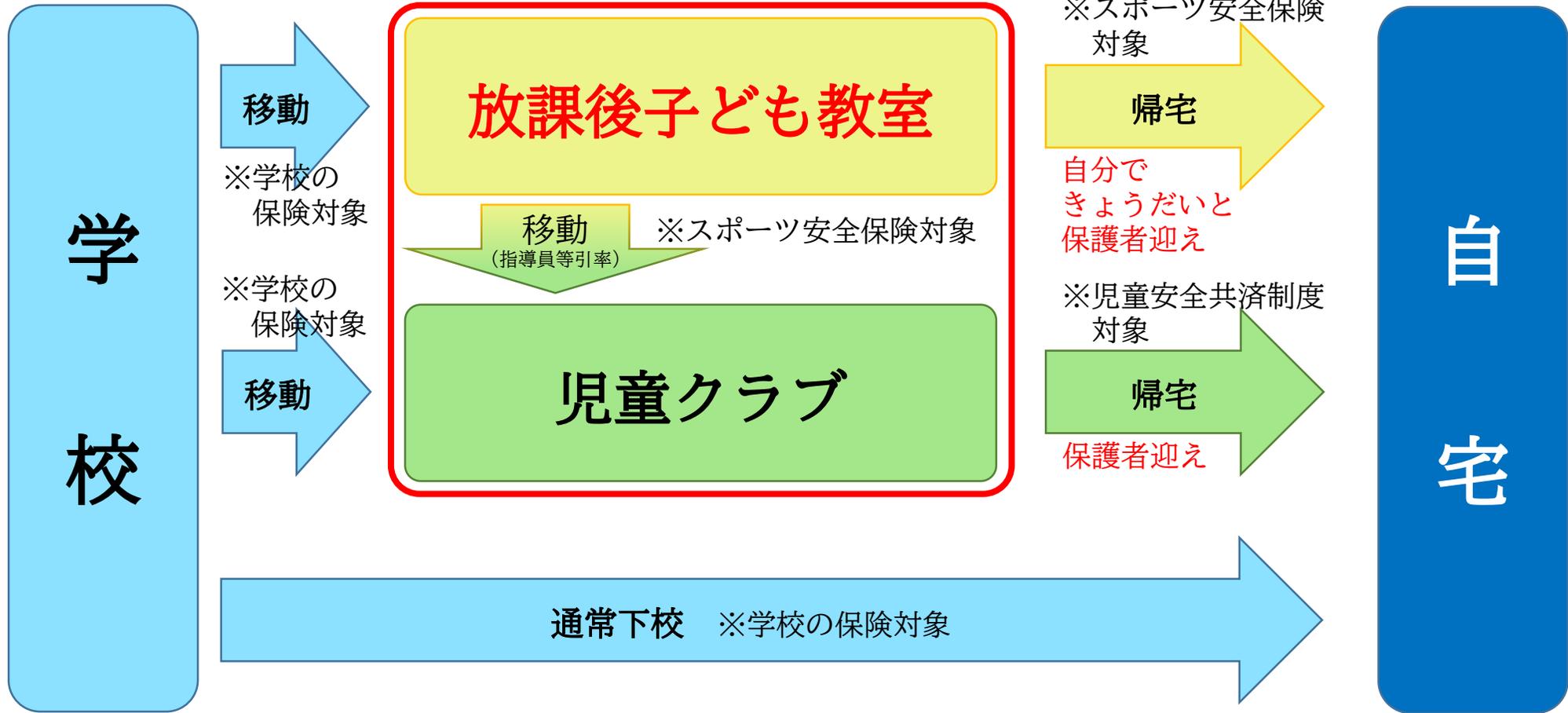
現行の「児童クラブ」と「学習クラブ」が抱える課題（A、B、C、D）を解決するために、「放課後子ども教室事業」を実施します。

- <課題>
- A 自主学习、運動、読書や遊びなどの多様な活動を保障する場の提供
 - B 「児童クラブ」における待機児童発生の防止
 - C 「児童クラブ」と「学習クラブ」の機能の一体化
 - D 支援員の安定的・継続的な確保

<本年度の放課後子ども教室事業(以後、「本事業」と言う。)の概要>

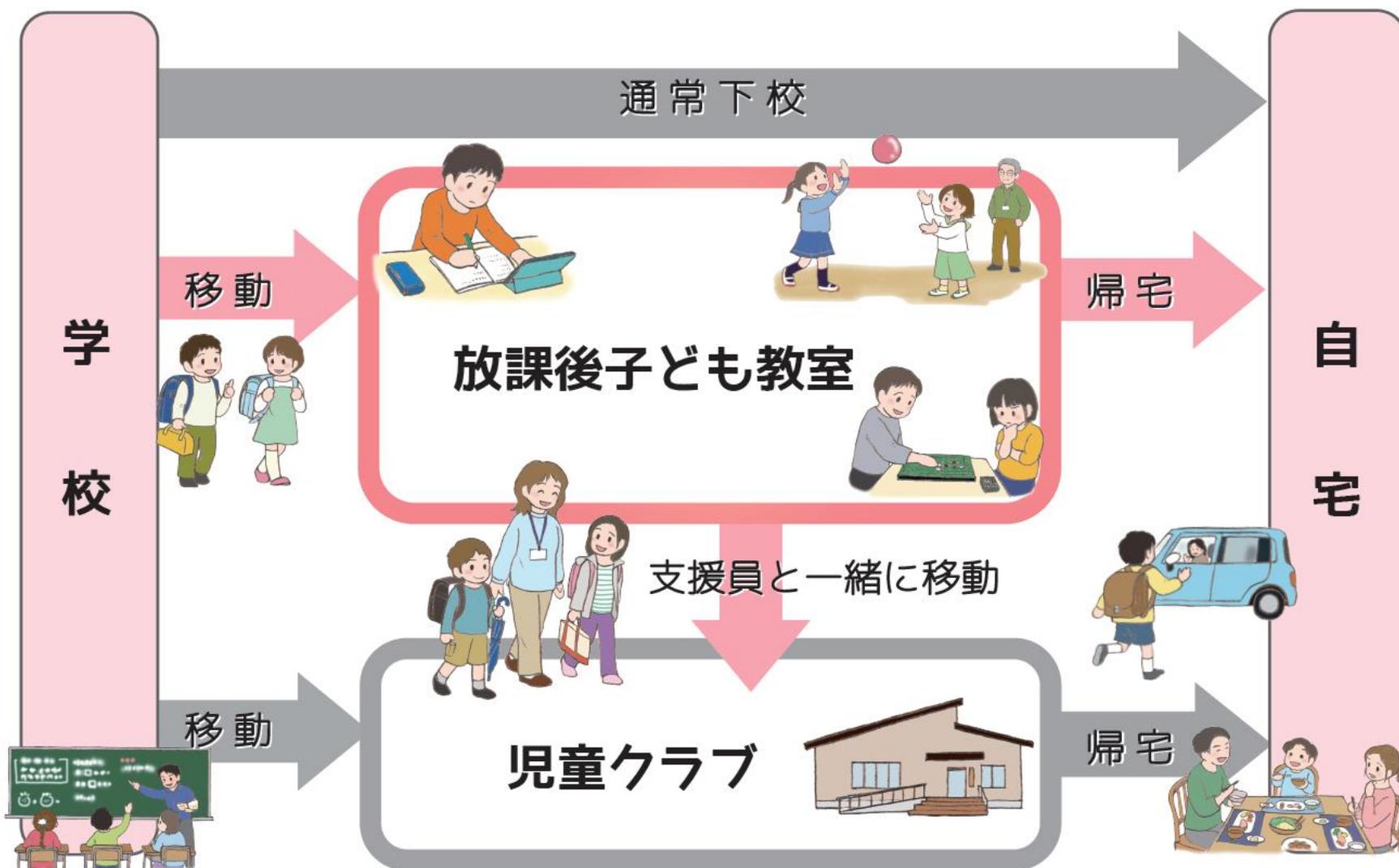
- 1 目的 一体型の「児童クラブ」及び「子ども教室」の実施を目指し、「児童クラブ」との連携の下で「子ども教室」を実験的に実施し、効果と課題の整理、対応策の検討を行う。
- 2 概要 平日の放課後に学校のランチルームや体育館、図書室等を活用し、支援員を中心に支援補助員、体験活動支援員の協力を得て、子どもたちに居場所を提供する。
- 3 参加対象者 開設校に在籍している児童（将来的には保護者、地域住民を含むこともある）
- 4 活動内容 学習活動(宿題、自主学习等)、身体的活動(ボール運動、縄跳び、自由遊び等)、文化活動(読書、知育ゲーム、折り紙、カルタ、オセロ等)、体験活動(ボードゲーム、モノづくりなど)
- 5 開設日・時間 平日(月曜日から金曜日)の授業終了後から16:20分まで *開設校の行事等によって変動あり
- 6 イメージ図 11・12ページ参照

本年度は、「児童クラブ」との連携の下で「子ども教室」を実施し、効果と課題の整理、対応策の検討を行うことを目的に実験的に開設するものであることから、「子ども教室」に係る保険料以外の利用料を無料としています。今後、一体型として本格実施するときは利用料を徴収することもあります。



- 子どもたちの動きは次の4パターンのいずれかになります。
- 【パターン1】 授業終了後、放課後子ども教室に行き、放課後子ども教室から帰宅する。
- 【パターン2】 授業終了後、放課後子ども教室に行き、その後「児童クラブ」へ移動し、「児童クラブ」から帰宅する。
- 【パターン3】 授業終了後、「児童クラブ」へ行き、「児童クラブ」から帰宅する。
- 【パターン4】 授業終了後、帰宅する。
- ★ 水色部分は学校管理下……「日本スポーツ振興センター災害共済給付(任意)」に加入
- ★ 緑色部分は学校管理下外……町で「児童安全共済制度」に加入
- ★ 黄色部分は学校管理下外、「児童安全共済制度」の対象外…「スポーツ安全保険(任意)」を推奨 (13ページ参照)

放課後の子どもたちの過ごし方



加入区分・掛金・補償額

加入者ごとに加入区分をご選択いただき、合計人数**4名以上**でご加入ください。

加入対象者		加入区分	年間掛金 (1人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
				死亡	後遺障害 (最高)	事故の日からその日を始めて180日以内(注1) 入院日額 (180日限度) 通院日額 (30日限度)			
子ども (中学生以下 特別支援学校高等部 の生徒を含む。)	放課後児童クラブ・ 放課後子ども教室に 参加する子ども	A1	800円	引き上げました。 3,000万円	引き上げました。 4,500万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故 5億円 ただし、対人賠償は 1人 1億円	180万円
	大人 (高校生以上)	文化活動の指導者 準備・片付け・子どもの送迎を 行う者	A2	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円		
スポーツ活動の指導者		64歳 以下 (注2)	C	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円		
	65歳 以上 (注2)	B	1,200円	600万円	900万円	1,800円	1,000円		

(注1) 入院、通院は1日目から補償されます。

(注2) 「令和5年4月1日」時点の年齢にて判断します。

年間掛金には、制度運営費(10円)が含まれます。

スポーツ安全保険の補償内容について

1 対象となる事故

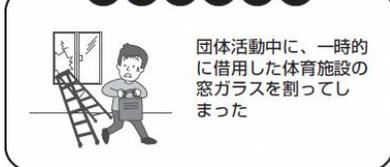
ご加入いただいた放課後児童クラブまたは放課後子ども教室の**管理下**で行われる**団体活動**と、自宅と団体活動場所との通常の経路**往復中**の傷害・賠償責任事故および突然死(注)を補償します。(ただし、学校および保育所の管理下における活動中の児童、生徒、学生または幼児の事故を除きます。)

(注) 被保険者の親族が葬祭費用を負担したときに対象となります。

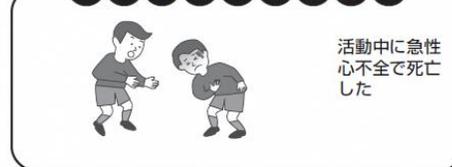
傷害保険



賠償責任保険



突然死葬祭費用保険



2 補償期間

加入手続き日が令和5年3月31日以前の場合 令和5年4月1日午前0時から

加入手続き日が令和5年4月1日以降の場合 加入手続き日の翌日午前0時から

令和6年3月31日午後12時まで

【柱1】環境整備 **<取組(3)①②>**

- ① 各小学校のランチルーム、トイレ・手洗い場の活用計画、帰宅・移動時の動線計画について

【柱2】支援員等体制

- ① 各小学校への支援員・支援補助員の配置、募集方法について

【柱3】運営方法 **<取組(6)(7)>**

- ① 時間を区切って活動させることについて
- ② 受付の仕方、「児童クラブ」への移動や帰宅のさせ方について

【柱4】事故対応 **<取組(6)>**

- ① 活動中にけがをした児童への対応について
- ② 活動中に救急搬送が必要なけがをした児童への対応について
- ③ 活動中に発生したいじめへの対応について

【柱5】学校及び保護者、「児童クラブ」等との連携 **<取組(4)(5)(8)>**

- ① 学校との連携について
- ② 保護者との連携について
- ③ 「児童クラブ」との連携について

【柱6】令和5年9月4日(月)開設に向けたスケジュール **<取組(1)>**

- ① 開設に向けたスケジュールについて

【柱7】「児童クラブ」「学習クラブ」の抱える課題の解決の見通し

- ① 本事業による課題(A、B、C、D)の解決の見通しについて

本事業は、学校の管理下外として実施するものですが、学校のランチルーム、体育館、図書室等の余裕スペースを活用して基本的に毎日実施します。また、必要な備品等は学校が所有するものを借用します。なお、消耗品や学校の備品等に対応できないものについては町で準備します。

※ 主に黄色マーカーのことについてご意見をいただきたいと思ひます。

ランチルームの整備

(1) 空調環境

- 蓮野小学校には令和3年度に設置済
- 山倉小学校と亀代小学校には令和5年7月に設置予定

(2) Wi-Fi環境

- 3小学校とも整備済みだが要確認

(3) 備品環境

- 携帯電話を格納する棚を設置予定

(4) 学習スペース環境

- ランチルームの活用については、参加児童数の状況を見て小学校と協議

トイレ・手洗い場の利用

- 別紙（資料2：当日配付）校舎図のように活用予定

帰宅・移動時の動線

- 放課後子ども教室から児童クラブへ移動する児童の動線及び下校する児童の動線は別紙（資料3：当日配付）動線図のように計画

子どもたちの多様な活動を見守るために支援員・支援補助員等を配置します。支援補助員は有償ボランティアとします。また、社会教育課事業の週末体験くらぶと連携して体験活動支援員も配置します。併せて、学校に配置されている介助員や児童クラブ支援員の協力も得ることとしています。

※ 主に黄色マーカーのことについてご意見をいただきたいと思ひます。

支援員・支援補助員の配置

各施設に支援員を1名と支援補助員1名を配置します。参加児童数によっては、支援補助員を増員することもあります。

支援員・支援補助員の募集

各小学校の保護者をつうじて、広報せいろう及び町HPで、地域教育協議会や学校運営協議会等の会議をとおして、近隣大学へ協力依頼を実施して、商工会議所へ出向いて等々により募集します。

支援員・支援補助員の雇用

雇用期間 令和5年9月4日～令和6年3月15日

謝金 支援員(有償ボランティア)1,200円/時 支援補助員(有償ボランティア)800円/時

現時点での応募状況

蓮野 : 3名 場所未定 : 2名

山倉 : 1名 各校介助員による応募があるものの、勤務時間等検討中。

亀代 : 0名

学習に特化したものではなく、学習活動、身体的活動、文化的活動、体験的活動などの多様な活動を保証するよう努めます。ただし、それらを全く自由に行わせると収拾がつかなくなることから、**右表のように時間を区切って活動させます。** 体育館等に移動する際には支援員等が引率・見守りを行います。

※ 主に黄色マーカーのことについてご意見をいただきたいと思ひます。

受付

登録児童に配付した「パスポート」を受付に出してもらいます。**任意参加であるため欠席連絡は不要とします。**

自主学习

宿題、A Iドリル等に取り組みさせます。支援員等は子どもたちの様子を見守ります。

フリータイム

自主学习、運動、読書、ゲーム、体験活動など、メニューを決めて選択させます。社会教育課と連携した体験活動は不定期的に開催となります。

帰宅、残留、児童クラブへ移動

帰宅する児童については、支援員等が玄関まで引率し、一人で又はきょうだいで帰宅させます。保護者が迎えに来る場合は16：20までに迎えに来てもらいます。

上学年の児童の活動が終わるのを待つ児童については、ランチルームで待たせます。

下学年の児童クラブへの移動は児童クラブの支援員が引率します。

学校・曜日・学年によって時間帯は異なりますが、一つのモデルとして一日の流れを示します。

	下学年	上学年
14:10～ 14:15	受付・確認	授業
14:15～ 14:35	自主学习	
14:35～ 14:55	フリータイム (運動、ゲーム、学習等)	
15:00～ 15:05	帰宅、残留、児童クラブへ移動	受付・確認
15:05～ 15:40	*本事業を利用しない上学年の きょうだいと一緒に下校 *本事業を利用するきょうだい の活動が終わるまで待つて一 緒に下校	自主学习
15:40～ 16:15		フリータイム
16:20～		帰宅 児童クラブへ移動
16:20～ 16:40	会場の清掃・片付け	

※ 冬季間は、徒歩で帰宅する児童については16：00に帰宅させます。

万が一のときの保険としては、学校管理下であれば日本スポーツ振興センター災害共済給付を、児童クラブであれば児童安全共済制度により保障が受けられますが、本事業においては別にスポーツ安全保険に加入する必要があります。

本事業の活動中にけがをした場合には、支援員等が児童クラブにおける対応と同様に応急処置を行います。なお、首から上の部位の事故、骨折が疑われる事故等があった場合は、支援員等から保護者に連絡を入れ、対応を行います。このような大きな事故があった時には学校に協力をお願いします。

※ 主に黄色マーカーのことについてご意見をいただきたいと思えます。

保険への加入

スポーツ安全保険への加入（年間掛金800円）は任意です。手続きは教育委員会で行います。

活動中にけがをした児童への対応

軽微なけがの場合は支援員等がカットバンを貼るなどの応急処置を行います。応急処置を行った場合は、保護者にけが発生の経緯、けがの状況、処置内容を処置カードでお知らせします。

活動中に救急搬送が必要なけがをした児童への対応

学校の協力を得て対応します。具体的には、救急車要請、保護者への連絡、教育委員会への連絡、他の児童の管理等を連携して行うこととなります。教育委員会は直ちに指導主事等に向かわせ、対応指示、現場確認等を行うとともに町長へ報告し、再発防止対策を講じます。

活動中に発生したいじめへの対応

支援員等による発見、児童からの申告があった場合は、支援員等は直ちに学校に報告します。習い事やスポーツ少年団、児童クラブでの発生時と同様に、学校が対応することとなります。

「子ども教室」は学校、「児童クラブ」、家庭との中間に位置付いていることから、それらとの情報共有を行うとともにそれらからの運営協力を得る必要があります。

※ 以下の連携内容についてご意見をいただきたいと思えます。

学校との連携

学校の教職員を本事業にかかわらせないことを基本としますが、次の連携依頼を予定しています。

- 「子ども教室」利用児童が受付時間内に来室できるような下校のさせ方
- 前述したような児童に大きなけがやいじめがあった時の対応協力
- スマートフォン格納庫の鍵を返却する際の支援員等からの児童や施設等の異常の有無等についての報告への対応（学校側の対応者については学校に一任）
- 事務局担当等による定期的に現場の様子及び学校と支援員等との連携状況の確認への協力

保護者との連携

「子ども教室」への欠席連絡を不要とし、支援員等は受付時間内に来室を確認した児童が安全・安心に過ごせるよう対応するので、次の連携依頼を予定しています。

- 「子ども教室」利用児童が確実に来室するよう、子どもと放課後の行動の仕方についての日々の確認
- 緊急時の対応
- 支援員等の指示を聞かない、他の児童に危害を加えるなどの事業運営を妨害する行為の根絶（そのような行為を行う児童については、登録を取り消すこととしています。）

「児童クラブ」との連携

本事業推進のため、次のことについて人的な面から協力依頼を予定しています。

- 下校後に直接「児童クラブ」へ行く児童数に応じた「子ども教室」の補助等
- 今後一体型の事業に向けて検討する際の会議等への参加

【柱6】令和5年9月4日（月）開設に向けたスケジュールについて

	～5月	6月	7月	8月	9月	10月～
聖籠町放課後子ども教室のあり方検討委員会の開催	5月12日(金) 第1回検討委員会		7月 日() 第2回検討委員会			12月 日() 第3回検討委員会 ※次年度の検討委員会の計画立案
聖籠町放課後子ども教室事業実施要項作成						10～課内検討 第3回検討委員会に提示
聖籠町放課後子ども教室運営スタッフマニュアル作成	課内検討			支援員・支援補助員への周知	状況に応じて 補正予算見積	状況に応じて 補正予算見積
聖籠町放課後子ども教室開設周知等	周知案作成 学校を通じて 保護者に周知 町広報誌、HPで周知		再周知	参加児童数及び支援員確保 状況、環境整備状況等の確認	9月4日(月) 開設	
支援員等の募集及び説明会開催	募集				説明会開催	
参加児童希望調査及び参加申込	希望調査		申込開始	参加者名簿作成	追加補充受付	追加募集受付
施設工事、備品・消耗品購入等	購入計画作成	購入		各施設へ配備	状況に応じて 補正予算見積	状況に応じて 補正予算見積

本事業により、これまでの「児童クラブ」「学習クラブ」が抱えていた課題について以下のように解決が図られます。

※ 以下のA～Dの課題解決の見通しについてご意見をいただきたいと思えます。

A 自主学習、運動、読書や遊びなどの多様な活動を保障する場の提供

本事業においては、活動内容を学習活動、身体的活動、文化活動、体験活動としていることから、支援員等の必要数を確保し、社会教育課との連携を確固たるものとするすることで、多様な活動が保障されます。

B 「児童クラブ」における待機児童発生防止

本事業において、「子ども教室」から一人で帰宅する児童やきょうだいで帰宅する児童を増やすことで、「児童クラブ」を利用する児童の大幅な増加を避け、待機児童の発生が回避されます。

C 「児童クラブ」と「学習クラブ」の機能の一体化

本年度は「児童クラブ」と連携して実験的に「子ども教室」を実施することとしており、実験をとおして効果と課題を整理し、対応策を検討して連携型を確固たるものとします。両者の機能の一体化を図り一体型としての事業を開始するのは次年度以降になります。

D 支援員等の安定的・継続的な確保

支援員等人材の安定的・継続的な確保は地域力によるところが大きいものの、近年、社会情勢の変化により就労に向かう意識や自身の人生の充実を優先させる意識が高まっていることから困難を極めていますが、現有の「児童クラブ」の支援員や学校に配置している介助員等を活用するとともに、地域学校協働活動推進員への依頼、保護者や地域、関係団体への呼び掛けを行うことで、支援員が安定的・継続的に確保されるよう努めます。